

## IV 廃棄物

### 1 ごみ処理事業

本市では、平成 30 年 3 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成 30～令和 9 年度〈令和 5 年 3 月中間見直し〉）を策定し、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、「ごみの発生抑制の推進」、「資源の循環」、「適正処理の推進」を基本方針とした施策を展開しており、本市のごみ処理は、市内全域より排出されるごみの収集・運搬の効率化を図るため、旧下関市・菊川・豊田地区と、豊浦・豊北地区の 2 つの地区で連携を図りながら、ごみの適正処理・処分を推進しています。

#### (1) ごみ収集

##### ① 家庭系一般廃棄物

現在、10 区分に分別し排出されたごみを、「ごみステーション方式」と事前申込みによる「戸別収集方式」（有料）により、「直営」または「委託」で収集を行っています。また、市内 9 か所に使用済小型電子機器等無料回収ボックスを設置し特定対象品目（16 分類）について無料回収を実施しています。

| ごみステーションに出せるごみ |      |        |                 |     |     |  |       |
|----------------|------|--------|-----------------|-----|-----|--|-------|
| 燃やせるごみ         | 資源ごみ |        |                 |     |     |  |       |
|                | びん・缶 | ペットボトル | プラスチック製<br>容器包装 | 古紙  |     |  | ダンボール |
|                |      |        |                 | 新聞紙 | 雑誌類 |  |       |

| 戸別収集するごみ |         |                     |
|----------|---------|---------------------|
| 有害ごみ     | 燃やせないごみ | 粗大ごみ<br>(特定家庭用機器含む) |

##### ア 燃やせるごみ

家庭から排出される「燃やせるごみ」は、週 2 回収集を実施し、有料指定ごみ袋制度を導入しています。

##### イ 資源ごみ

「びん・缶」、「プラスチック製容器包装」、「古紙（新聞紙、雑誌類、ダンボール）」は週 1 回収集、「ペットボトル」は月 2 回収集を実施し、古紙を除き、有料指定ごみ袋制度を導入しています。

##### ウ 燃やせないごみ、粗大ごみ

電話・インターネット（パソコン、携帯電話など）による事前申込みにより有料戸別収集を実施しています。

#### エ 有害ごみ

「使用済乾電池」、「水銀使用製品（水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計・蛍光管）」、「ライター」、「廃エアゾール製品」、「小型充電式電池」等を有害ごみとして、粗大ごみ等と同様に事前申込みによる有料戸別収集を実施しています。

#### オ 特定家庭用機器

原則として販売店の引き取りとなります。ただし、引き取り義務のある販売店がない場合（引越しで遠隔地となった場合を含む）には、事前申込みによる有料戸別収集を実施しています。

#### カ 離島（六連島、蓋井島）のごみ

「燃やせるごみ」及び「資源ごみ」は、自治会の協力により、指定した収集日に連絡船に積み込み、収集場所に搬送し、本土と同様に定期収集を行っています。

「粗大ごみ」、「燃やせないごみ」及び「有害ごみ」は、船を借り上げ、適時収集をしています。

##### ② 事業系一般廃棄物

商店、飲食店、事務所などの事業所から排出される「事業系一般廃棄物」について、排出者自ら、または一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者により市の処理施設に直接搬入されたものは有料で処理しています。

#### (2) ごみ処理

##### ア 燃やせるごみ

収集された「燃やせるごみ」や奥山工場に直接搬入された「可燃ごみ」、リサイクルプラザや吉母管理場で再分別された「可燃物」は、奥山工場で焼却処理をしています。

奥山工場では、焼却後の「灰」を民間に処理委託し、セメント原料として再利用するとともに、焼却時の「熱」を回収して「発電」を行い、施設内の電力として使用するほか、余剰電力は電力事業者に売却しています。

## イ 資源ごみ

分別収集された「資源ごみ（古紙は除く）」は、リサイクルプラザで、選別・圧縮・梱包等の中間処理を行っています。

中間処理を行ったガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、分別基準適合物として日本容器包装リサイクル協会（公益財団法人）に再商品化を委託しています。また、缶については、スチール缶とアルミ缶に分別し資源物として売却しています。

なお、古紙は、中間処理は行わず資源物として売却しています。

## ウ 有害ごみ

収集された「使用済乾電池・充電池」「水銀使用製品」「スプレー缶」「ライター」は、民間に処理委託し、再生処理及び最終処分しています。

## エ 粗大ごみ、燃やせないごみ

収集または直接搬入（吉母管理場、クリーンセンター響）された「粗大ごみ」「燃やせないごみ」は、金属や使用済小型電子機器等（以下「使用済小型家電」という。）などの再生利用できるものや、バッテリーなどの処理困難物をピックアップ回収した後、破碎処理を行い鉄などの資源物と可燃物、不燃物に分別しています。

資源物は売却等により再生利用、処理困難物は民間へ処理委託、可燃物は奥山工場で焼却処理、不燃物は吉母管理場またはクリーンセンター響で埋立処分しています。

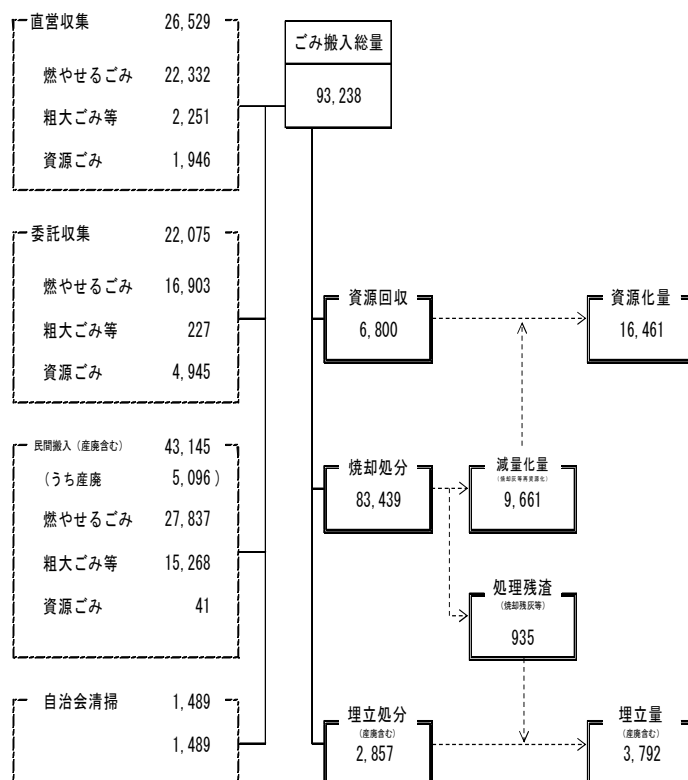
## オ 使用済小型家電

拠点回収及びピックアップ回収した「使用済小型家電」は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称「小型家電リサイクル法」）」に基づく認定事業者へ引渡しています。

また、一部は福祉連携として、障害者就労施設で分解・分別を行っています。

## 【収集及び処分内訳】

収集量、搬入量内訳（単位：t/年） 処分量内訳（単位：t/年）



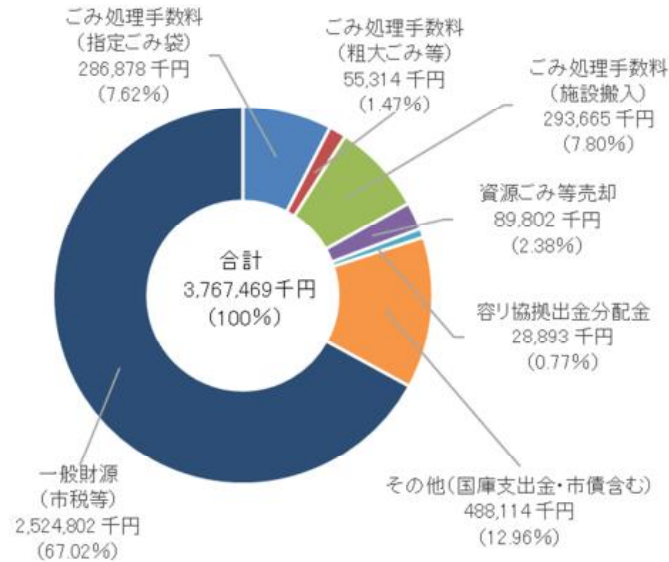
注) 表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

### (3) ごみ処理経費

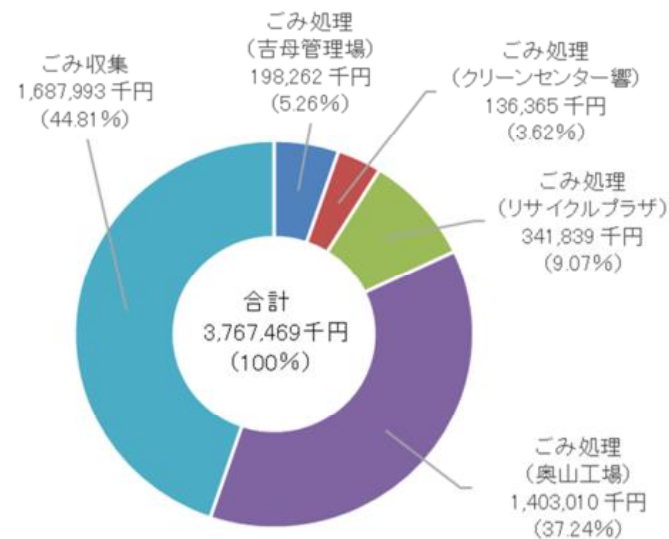
令和5年度におけるごみ処理にかかった経費は、約38億円でした。このうちの約45%がごみ収集業務に要する経費です。

ごみ処理経費の財源については、約67%が市税等の一般財源を充てています。ごみ処理手数料による収入は約6億4千万円で、財源全体に占める割合は約17%です。

#### 【令和5年度ごみ処理経費財源内訳】



#### 【令和5年度ごみ処理経費】



### (4) 産業廃棄物

原則として排出者責任ですが、中小企業基本法第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物で一般廃棄物と併せて処理できるものについては、処理施設にて有料で処理を行っています。

### (5) 再資源化推進事業

一般廃棄物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に奨励金を交付しています。令和5年度末で253団体に交付しました。

#### 【令和5年度実績】

| 区分  | 内容            | 再資源化量 (kg) | 奨励金交付額 (円) |
|-----|---------------|------------|------------|
| 古紙類 | 新聞紙、雑誌、ダンボール等 | 2,240,160  | 8,960,640  |
| 古布類 | 古着、タオル、シーツ等   | 2,550      | 10,200     |
| 金属類 | 金属屑、空き缶等      | 117,351    | 861,360    |
| 合計  |               | 2,360,061  | 9,832,200  |

### (6) 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器を設置した住民に1世帯につき2基まで（電気式は1基まで）補助金を交付しています。

#### 【交付基準】

##### ア A型：土地埋込式等

容器の購入費の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは3,000円とする。）

##### イ B型：電気式

容器の購入費の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは20,000円とする。）

#### 【令和5年度交付実績】

|            | A型     | B型      | 合計      |
|------------|--------|---------|---------|
| 交付基数 (基)   | 15     | 46      | 61      |
| 補助金交付額 (円) | 40,258 | 864,594 | 904,852 |

### (7) ごみダイエット・リサイクル推進店

市内でごみ減量やリサイクル活動に取り組む販売店を「下関市ごみダイエット・リサイクル推進店」として認定しています。認定した販売店に対しては、認定証とステッカーを交付し、ホームページ等でPRを行っています。認定数 24店舗（令和6年3月31日現在）

※推進店一覧は資料編参照

### (8) クリーンアップ推進員

一般廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、自治会ごとにクリーンアップ推進員を委嘱し、廃棄物の再生利用の推進、家庭系一般廃棄物の適正な排出の指導、不法投棄の防止、ごみステーションの清潔保持の指導等を行っています。

クリーンアップ推進員数 628名（令和6年3月31日現在）

## 2 自治会清掃ごみ

自治会清掃等のごみの収集を行っています。

燃やせるごみ及び粗大ごみを破砕したもののうち焼却可能なものは、奥山工場で焼却しています。

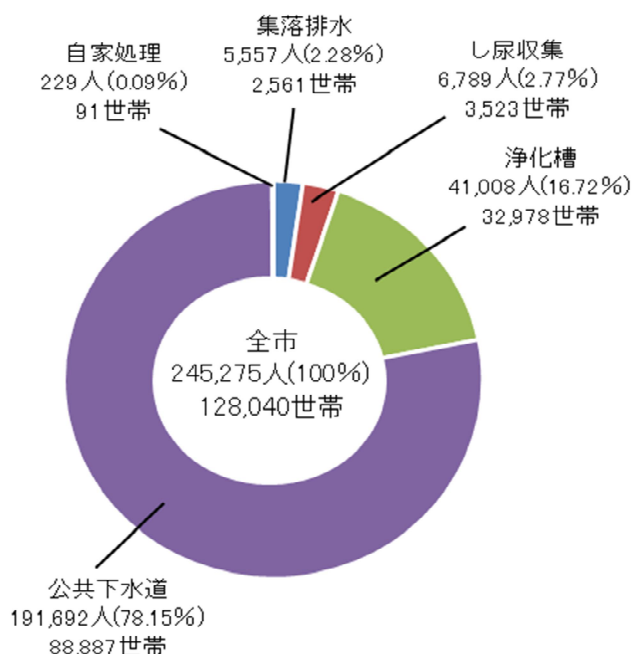
燃やせないごみや粗大ごみを破砕したもののうち焼却不可能なごみ等及び収集汚土等については、最終処分場である吉母管理場で埋立て処分しています。

令和5年度実績 1,489 t

## 3 し尿等処理事業

本市では、公共下水道の整備及び浄化槽の設置を中心として、生活排水対策を推進し、公共用水域の水質保全に努めています。

【処理区分別生活排水処理人口】



令和6年3月31日時点

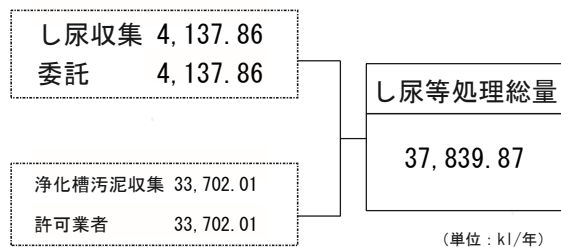
### (1) し尿等の収集

し尿については、委託による収集と許可業者(6業者)による収集により行っています。浄化槽汚泥については、全て許可業者(21業者)が収集しています。

### (2) し尿等の処理

市内のし尿・浄化槽汚泥については、彦島工場で固液分離・希釈放流方式にて処理しており、処理水は隣接する下水道彦島終末処理場に希釈放流し、脱水処理したし尿・浄化槽汚泥は、奥山工場の助燃剤として利用しています。

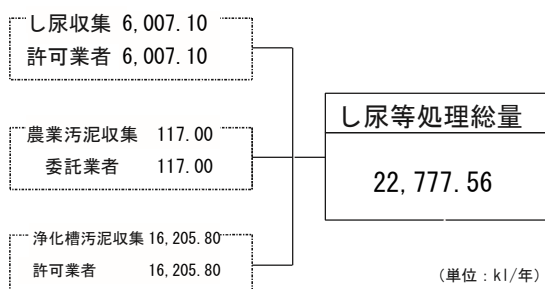
【収集及び処分内容】



<旧4町の搬送>

- ・菊川地区 菊川中間貯留槽 → 彦島工場
- ・豊田地区 豊田中間貯留槽 → 豊北中継貯留槽 → 彦島工場
- ・豊浦地区 豊浦中間貯留槽 → 豊北中継貯留槽 → 彦島工場
- ・豊北地区 豊北中継貯留槽 → 彦島工場

【収集及び処分内容】



注) 中継貯留槽等の経由があるため  
収集量と処理総量は一致しない。

### (3) 浄化槽

公共下水道及び漁業・農業集落排水施設による処理区域(処理予定区域を含む)を除く区域については、浄化槽の設置を推進しています。令和5年度末現在では、合併処理浄化槽8,085基、単独処理浄化槽11,808基、合計19,893基が設置されています。

また、浄化槽設置の促進を図るため、専用住宅において、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から転換して10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する際に、補助金を交付しています。令和5年度においては、28基を対象に補助金を交付しました。

【補助金交付限度額】

| 規模   | 通常型      | 高度処理型    |
|------|----------|----------|
| 5人槽  | 332,000円 | 360,000円 |
| 7人槽  | 414,000円 | 462,000円 |
| 10人槽 | 548,000円 | 585,000円 |

※単独処理浄化槽からの転換工事の場合は、撤去費9万円及び宅内配管工事費30万円を上乗せした額を補助金交付限度額とする。



## 4 漂着ごみ

### (1) 現況

三方が海に開かれ、県下有数の海岸線をもつ本市では、日本海側を中心に毎年、国内外のごみが漂着しています。漂着ごみは、回収作業が困難であり、海岸の景観を損ねるだけでなく長期間にわたり生物や生態系への影響を及ぼすおそれがあります。本市では、海岸の漂着ごみの清掃作業は主に自治会などのボランティア団体が主体となって県や市とともにを行っています。

#### 【令和5年度漂着ごみ処理状況】

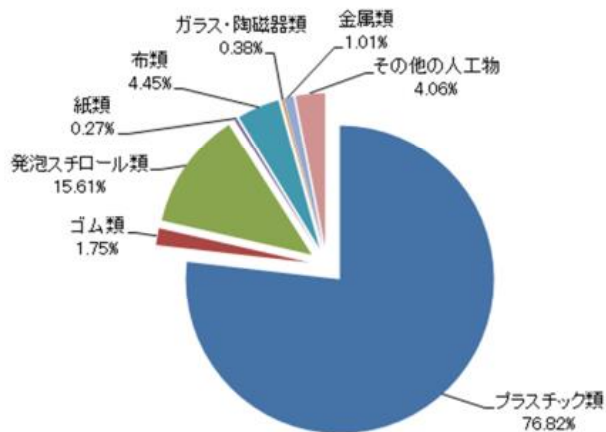
| 事業内容                 |          | 処分量   |
|----------------------|----------|-------|
| 海岸清掃<br>※1<br>(自治会等) | 本庁管内     | 約 13t |
|                      | 豊浦総合支所管内 | 約 22t |
|                      | 豊北総合支所管内 | 約 19t |

※1 市が把握している清掃のみ

### (2) 漂着ごみ調査

涌田海岸（令和5年9月27日、11月7日）において、海洋環境保全の普及啓発を図るため、地元小学生による漂着ごみ調査を行いました。

#### 【涌田海岸調査結果（個数比）】



## 5 不法投棄対策

### (1) 現況

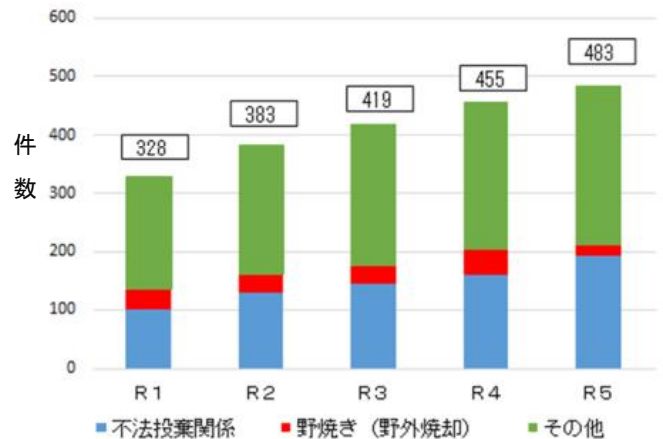
不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、山林や空き地等に捨てる違法行為であり、令和5年度における本市の不法投棄回収量は、約1tです。

#### 【不法投棄回収量と出動日数】

|       | 不法投棄回収量 | 不法投棄回収出動日数 |
|-------|---------|------------|
| 令和元年度 | 約 1t    | 225 日      |
| 令和2年度 | 約 1t    | 232 日      |
| 令和3年度 | 約 1t    | 238 日      |
| 令和4年度 | 約 1t    | 224 日      |
| 令和5年度 | 約 1t    | 227 日      |

※不法投棄担当課での不法投棄物回収量

#### 【苦情件数】



### (2) 不法投棄対策の内容

正しい処理を行わずに不法投棄された廃棄物は、有害物質の流出など環境破壊を引き起こす可能性があるため、本市では、様々な不法投棄対策に取り組んでいます。

#### ア 産業廃棄物監視パトロール

産業廃棄物の適正処理の推進及び不法投棄、野外焼却等の産業廃棄物の不適正な処理の防止のため、監視指導を行っています。

#### イ 不法投棄パトロール専従班の設置

平成16年6月から、現業職員3名による不法投棄パトロール専従班を設置し、不法投棄の早期発見・早期回収を目標に不法投棄パトロールを常時、実施しています。

#### ウ 不法投棄ホットラインの設置

山口県との共同事業として、24時間フリーダイヤルの不法投棄ホットライン（0120-538-710）を設置し、常に市民からの情報収集に努めています。

#### エ 不法投棄監視カメラの設置

市内の不法投棄多発地域に不法投棄監視カメラを設置し、更なる不法投棄の抑止と検挙に努めています。

本市では、令和5年度末現在計45基の不法投棄監視カメラが設置されております。

#### オ 夜間等不法投棄パトロール

夜間及び休日に敢行される不法投棄、野外焼却等の未然防止・早期発見のためのパトロールを実施し、より一層の監視体制の充実強化に努めています。

## 6 環境美化推進事業

### (1) ポイ捨て、落書き、路上喫煙の防止

下関市環境美化条例では、飲食物容器、たばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置、公共施設への落書きを禁止行為とし、さらに、指定地区内における道路や公園等の屋外の公共の場所（指定喫煙場所を除く）での路上喫煙を禁止行為としています。

この条例に基づき、平成 20 年 7 月 1 日に、多くの観光客が集まる唐戸町周辺地区と多くの人が行き交う竹崎町周辺地区の二つの地区を「路上喫煙等禁止地区」として指定しました。

【路上喫煙等禁止地区】（平成 20 年 7 月 1 日指定）  
（平成 27 年 6 月 1 日一部変更）  
（平成 30 年 11 月 30 日一部変更）

#### 【竹崎町周辺地区】



#### 【唐戸町周辺地区】



禁止地区内には、路面標示シートや地区標示看板、指定喫煙場所等を設置し、市民や観光客の方々に規制内容の周知啓発を行っています。

庁舎の整備事業に併せ、本庁舎前庭広場喫煙場所を令和元年 6 月 28 日に廃止しました。

加えて健康増進法の改正の趣旨である「望まない受動喫煙をなくす」の観点から、路上喫煙等禁止地区に設置している指定喫煙場所、9 か所のうち 7 か所を令和 2 年 1 月 31 日に廃止しました。さらに、海響館前の新立

体駐車場建設に伴い、唐戸町周辺地区の指定喫煙場所、1 か所を令和 4 年 6 月 15 日に廃止しました。路上喫煙等禁止地区内の指定喫煙場所は、竹崎町周辺地区の 1 か所となりました。

#### 【指定喫煙場所（ほっとびっと）】



#### 【路面標示シート】



#### 【地区標示看板】



### (2) しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦

環境美化活動のシンボル事業として、「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦」を実施しています。

地域の方が主体となって行う美化清掃活動を支援するとともに、環境月間の 6 月に清掃キャンペーンを開催しています。この事業により、いつでも「かいてき・すてき・しものせき」の実現を目指しています。

#### 【令和 5 年度実績】

① しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦参加事業  
実施期間 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月  
対象団体 市内自治会、企業、ボランティア団体等  
登録団体数 233 団体 延べ参加人数 31,087 人  
ごみ収集量 191,070 kg

#### ② しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦の清掃キャンペーン

日 時 令和 5 年 6 月 4 日（日）9:00～10:20  
清掃範囲 姉妹都市ひろば～海峡交番手前  
参加団体数 55 団体 参加人数 117 人  
ごみ収集量 40kg